

法務省発表「平成30年における難民認定者数等について」を受けての声明

特定非営利活動法人名古屋難民支援室

2019年3月29日

1. 難民認定者数 前年の倍増 不十分

前年の難民認定者数が20人であったのに対し、2018年は42人と倍増しました。

しかし、それでも尚、難民認定率は1%以下に留まっており、全国で難民支援に携わる個人や団体からしても、また、諸外国の認定率、庇護率と比較しても、難民認定されるべき人が認定されていない懸念が残ります。

名古屋難民支援室の支援経験に基づいても、42人という認定者数は少ない、と考えます。名古屋難民支援室が難民として認定されるべきと考えている案件に絞っても、証拠が不十分、個別に把握されていない等の理由で不認定になっており、守られるべき人が守られていません。

2. 難民認定申請者数 前年の半減 事実上の申請受理拒否

難民認定申請者数は、10,493人であり、前年比で9,136人(47%)減少しました。法務省の発表を受け、各メディアは、運用厳格化の効果であると報道しています。

しかし、名古屋難民支援室が2018年9月7日出した「難民認定申請書の配布拒否と受取拒否に対する申入書」にある通り、運用厳格化の直接的な効果とは異なる、難民認定申請希望者を門前払いする違法、不当な措置が申請窓口で取られており、その結果、難民認定申請が出来ない庇護希望者が存在します。

2018年に名古屋難民支援室に相談のあった事例をいくつか以下に指摘します。

- ・ 難民認定申請書を持参したところ、申請希望者の住所を証明する書類(住宅賃貸契約書や電気・ガス代の請求書に本人の氏名が記載されているもの)や、他人の家に住んでいるのであれば、その人の身分事項を証明する書類を求められ、それを直ちに提出できないことを理由に申請書を受け取ってもらえなかった
- ・ 難民認定申請書を持って申請したいと申し出たところ、申請窓口で、どういう理由で申請するのか聞かれ、答えたところ、それは難民の条約に当てはまる理由ではないので、申請しても無駄だ、あなたのためにならない等と言われ、申請書を直ちに受け取ってもらえなかった
- ・ 再申請の希望を申し出たところ、申請窓口で再申請の理由を聞かれ、答えたところ、それは裁判で争う内容だ、再申請はできないと言われ、(再申請の)申請書をももらえなかった

3. 空港での難民認定申請の受理拒否の懸念

今回の法務省の発表には含まれていませんが、2018年の空港での申請者数は、25人であり、前年の133人と比べて激減しています。

実際、難民認定申請数が大幅に減っているスリランカ、トルコ、フィリピン、ベトナムについて、上陸拒否件数が増加しています。

名古屋難民支援室にも、空港や港から、庇護を求めて逃れてきたが、送還されそう、助けて欲しい、という相談が 2018 年に入ってから増加しました。

4. 取下げ激増 収容か帰国かと脅され、混乱した状態で難民認定申請を取下げ

難民認定申請を取下げた者は、2,923 人であり、法務省は、前年の 1,612 人と比べて約 81%増となり、急増している、と発表しています。

しかし、名古屋難民支援室には、2 ヶ月の振り分け期間の在留期限が切れる頃、入国管理局に呼び出された難民認定申請者が、在留資格変更不許可の通知をされ、今後はオーバーステイになるので、このまま難民認定申請を続けても収容される、と説明され、収容か帰国の選択を迫られ、混乱の中、収容への恐怖から難民認定申請を取下げってしまった、という相談が複数寄せられています。このように在留を制限され、難民認定申請を意思に反して取下げてしまった人の中には、帰国後自宅軟禁に置かれている人もいることは深刻な問題です。

5. 困窮する難民認定申請者ら

運用の変更により、難民認定申請時に有効なビザや在留資格を保有していた難民認定申請者らの在留が制限されたり、在留期限が短くなったりしているため、総じて難民認定申請者の生活が不安定になりました。A 案件に振り分けられた 0.3%以外の難民認定申請者は、在留資格の関係で住民票に登録されず、国民健康保険への加入も容易ではありません。

運用変更後に出生した新生児にも弊害が生じています。名古屋難民支援室には、一人親家庭で、母親は運用変更前に難民認定申請し 6 ヶ月の特定活動を保有しているが、運用変更後に出生した新生児が難民認定申請すると、初めは 2 ヶ月、その後 3 ヶ月の在留資格しか与えられず、住民票から削除され、国民健康保険への加入も難しい、という親子からの相談が数件寄せられました。運用の変更により、脆弱性の高い子どもの難民認定申請者が保護されていないという実態があります。

さらに、在留資格の制限により、収容される難民認定申請者が増加すると共に、収容が長期化し、精神を病んでいる収容者が増えています。

以上から、名古屋難民支援室は、「濫用」防止優先の難民認定申請手続きではなく、**本来の条約の趣旨にあった難民の保護に主眼を置いた難民認定申請手続きが行われること、及び、難民認定申請手続きの審査期間中、難民認定申請者の人権を保障し、日本に逃れてきた庇護希望者が安心して日本に滞在できるような難民認定申請手続きの運用を強く求めます。**

以上

〈本件に関する連絡先〉

特定非営利活動法人名古屋難民支援室

〒460-0002 名古屋市中区丸の内 2-1-30 丸の内オフィスフォーラム 7F 川口法律事務所内

TEL: 070-5444-1725 FAX: 052-308-5073